

簿価1円固定資産の 除却仕訳見本



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

簿価1円固定資産の除却仕訳見本

■ 簿価1円（備忘価額）とは？

減価償却資産が減価償却を終了した後も、事業で使用されていることを示すために帳簿上に残しておく価額（1円）のことです。「備忘価額（びぼうかかく）」とも呼ばれます。

税法上、2007年（平成19年）4月1日以降に取得した有形の減価償却資産は、残存簿価1円まで償却が可能となりました。

法定耐用年数を経過し、減価償却が終了した資産であっても、まだ事業で使用している（＝資産として存在している）ことを帳簿上で管理するため、1円を残す会計処理が一般的です。

■ 簿価1円になるまでの減価償却計算

減価償却費の計算上、耐用年数の最終年度において、期末残高が1円になるよう調整を行います。

定額法の場合（例：取得価額100万円、耐用年数5年、償却率0.200）

最終年度（5年目）は、本来の償却費（200,000円）から1円を差し引いた額（199,999円）を減価償却費として計上し、期末残高を1円とします。

定率法の場合

定額法と同様に、耐用年数の最後の事業年度において、計算上の減価償却費から1円を差し引いた額をその年度の償却費とし、簿価1円を残します。

簿価1円固定資産の除却仕訳見本

簿価1円資産の「除却」仕訳（直接法）

「除却」とは、固定資産を事業で使用しなくなり、今後も使用の可能性がない（廃棄など）場合に、帳簿上から取り除く処理です。

直接法の場合

固定資産の勘定科目から直接減価償却額を差し引く方法です。残存簿価1円の資産を除却する場合、この1円を費用（固定資産除却損）として処理します。

【例】残存簿価1円の工具器具備品を除却した

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
固定資産除却損	1円	工具器具備品	1円

簿価1円固定資産の除却仕訳見本

簿価1円資産の「除却」仕訳（間接法）

間接法の場合

「減価償却累計額」を用いて間接的に償却する方法です。除却時は、資産の「取得価額」と「減価償却累計額」の両方を消去します。

【例】取得価額50万円、残存簿価1円（＝減価償却累計額 499,999円）の工具器具備品を除却した

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
固定資産除却損	1円	工具器具備品	500,000円
減価償却累計額	499,999円		